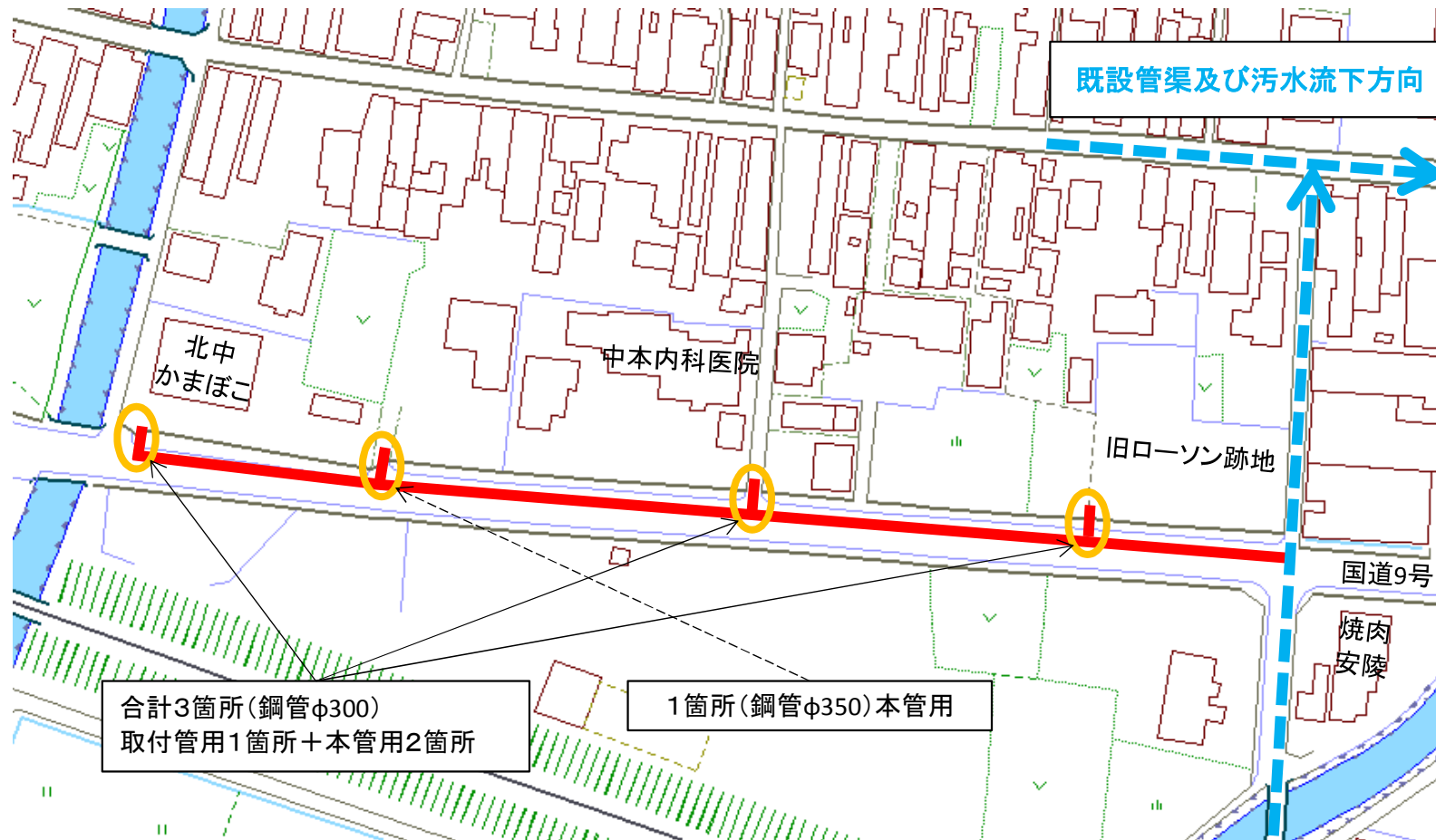


平成 30 年 12 月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	その他
議案番号	議案第 141 号	議案名	建設工事請負変更契約の締結について〔公共八橋地区(30-1工区)工事〕			
目 的	平成 30 年 5 月 22 日付で契約を締結した、公共八橋地区(30-1工区)工事について、地方自治法第 96 条第 1 項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に基づき、50,000 千円以上の工事請負変更契約の締結を行うもの。					
内 容	<p>1 当初契約</p> <p>(1) 工事名 公共八橋地区(30-1工区)工事</p> <p>(2) 工事場所 琴浦町大字八橋</p> <p>(3) 工事完成期限 平成 30 年 10 月 31 日</p> <p>(4) 請負金額 44,161,200 円</p> <p>(5) 契約の方法 指名競争入札</p> <p>(6) 契約者</p> <p>ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷 5-1</p> <p>イ 氏名 株式会社若松組 代表取締役 川瀬 光知夫</p> <p>2 第 1 回変更契約</p> <p>(1) 変更契約日 平成 30 年 10 月 19 日</p> <p>(2) 変更内容 工事完成期限の延期</p> <p>当初：平成 30 年 10 月 31 日 変更：平成 30 年 12 月 28 日</p> <p>3 第 2 回変更契約(今回議案)</p> <p>(1) 変更請負金額 76,103,280 円</p> <p>(2) 増額 31,942,080 円</p> <p>(3) 工期延期 平成 31 年 1 月 31 日まで</p> <p>4 主な変更内容</p> <p>(1) 簡易推進工及び空洞調査費の追加</p> <p>(2) 交通誘導員、規制車、施工日数の増加</p> <p>ア 交通誘導員 当初：120 人 変更：975 人</p> <p>イ 規制車 当初：80 台 変更：194 台</p> <p>ウ 施工日数 当初：40 日 実際：97 日</p> <p>(3) 既設舗装処理費の増加</p> <p>ア 当初見込みの厚さ：15cm 実際：20cm～30cm</p> <p>イ 処分量 当初：394.3t 変更：731.6t</p> <p>(4) 工事完成期限の延期</p> <p>ア 当初：平成 30 年 12 月 28 日 変更：平成 31 年 1 月 31 日</p>					

	<p>5 主な変更理由</p> <p>(1) 当初、開削工法にて縦断水路の下越しによる下水道管の布設を計画していたが、水路上のコンクリート擁壁等支障物の出現により、簡易推進工へ変更するもの。また、簡易推進工に伴う施工前後の路面下空洞調査も国交省指示事項により必要であったため。</p> <p>(2) 国道9号に接する交差点、店舗及び町道出入口に交通誘導員を配置し、安全に施工する必要があったため。</p> <p>また、国道9号を施工する際は片側交互通行での施工が主な規制形態であるが、規制可能な時間が午前9時から午後5時までと限られており、日々仮舗装を行い交通開放する必要性があり、1日当たりの施工量も限られ想定より施工日数を要したため。</p> <p>(3) 国道9号の既設舗装厚が当初設計時の想定より厚かったため。</p> <p>(4) 国交省許可後の推進施工、推進施工後の施工(本舗装・マンホール設置・区画線工等)が年末年始の工事抑制期間の始期(12/29)を越える恐れがあるため。</p>
補足事項	

公共八橋地区(30-1工区)工事  
施工延長 L= 262.60m

施工位置図及び  
簡易推進箇所図

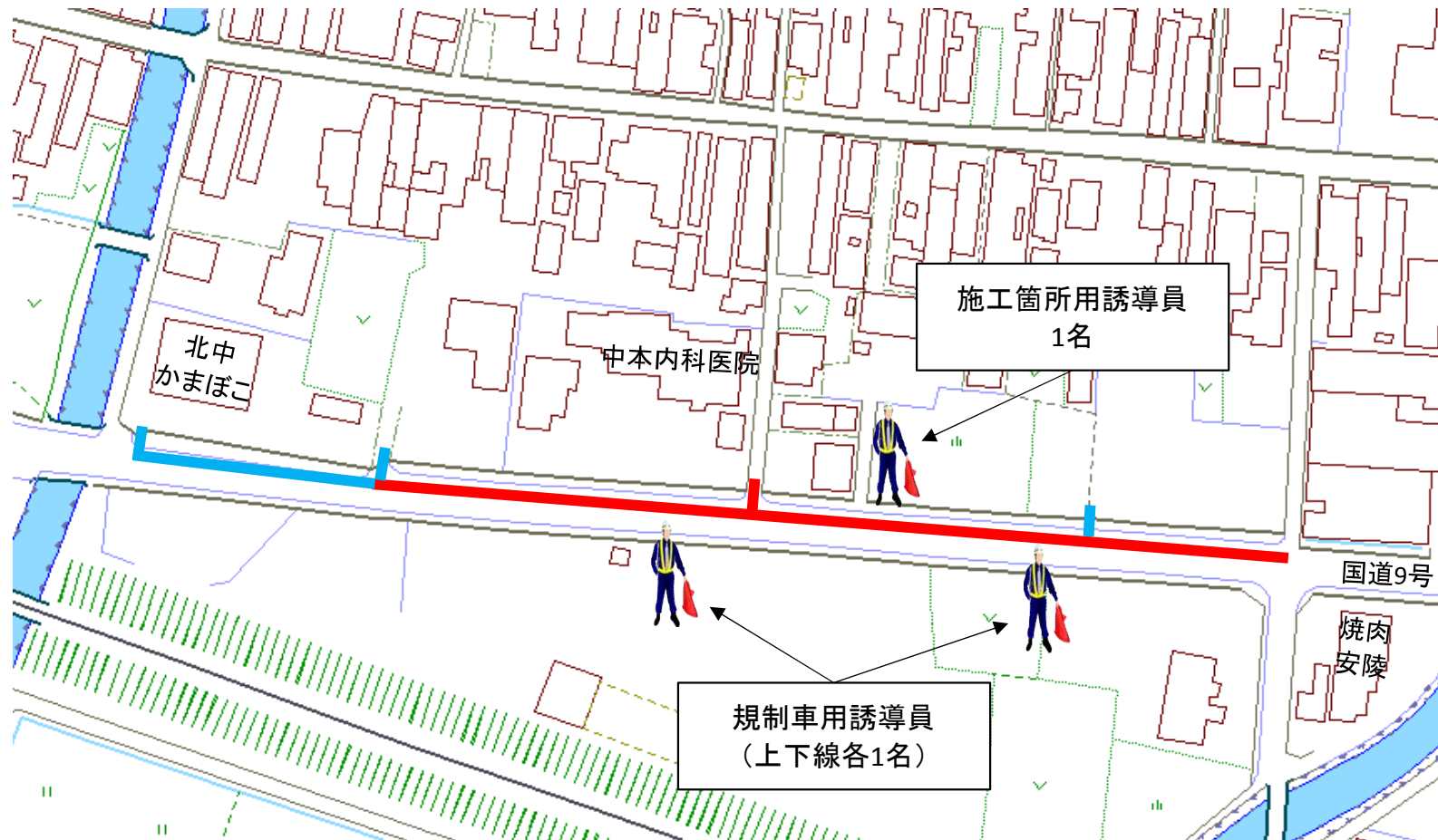


【本工事施工の下水道管渠】

- ・下水道管(塩ビ管φ150) L=262.60m
- ・組立1号マンホール 8箇所
- ・汚水柵取付 2箇所
- ・塩ビ製小型マンホール 1箇所

公共八橋地区(30-1工区)工事  
交通誘導員配置図

当初設計



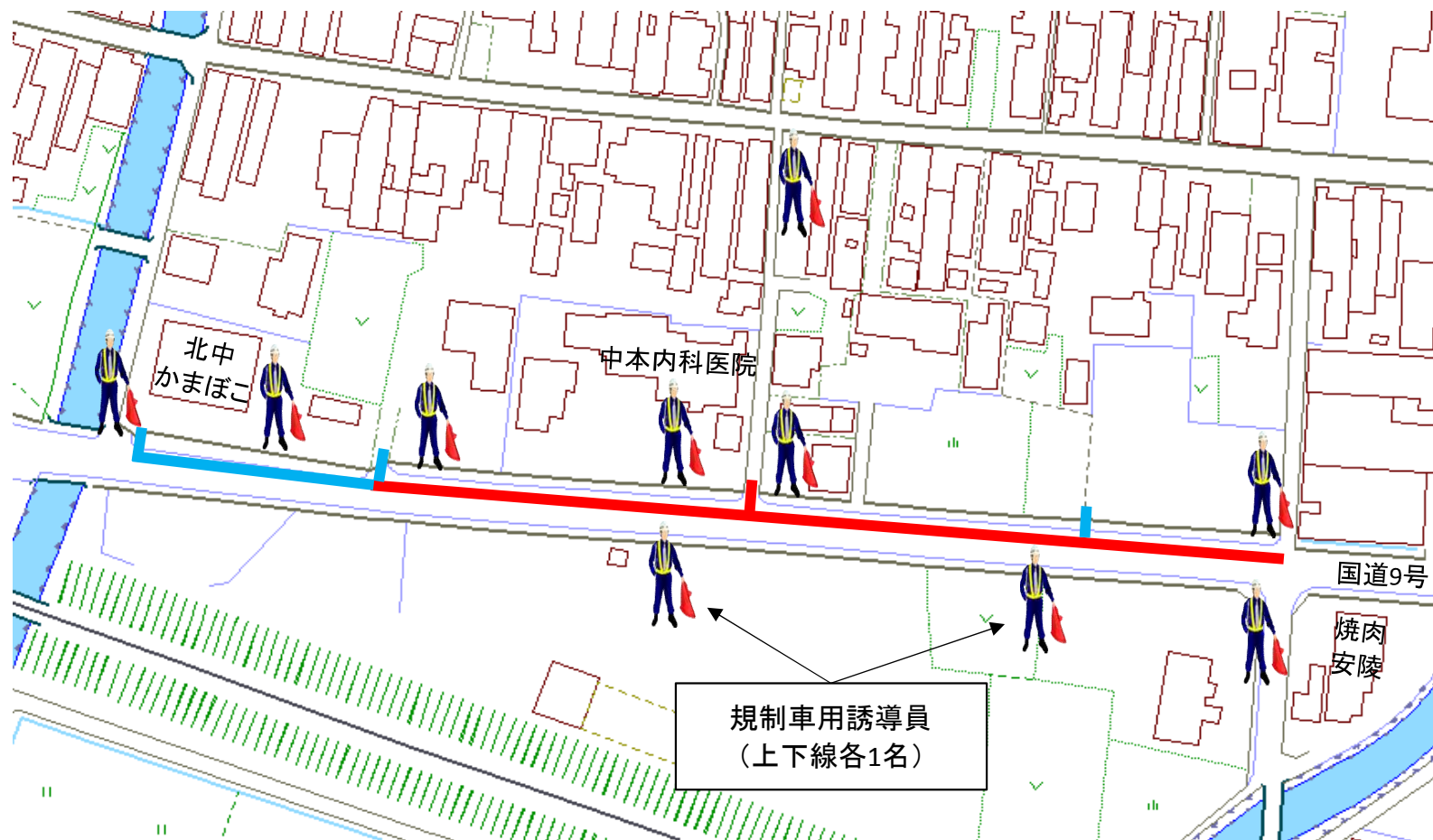
# 公共八橋地区(30-1工区)工事

## 交通誘導員配置図【例】

※施工位置により増減があります。

変更後

N



※交差点、町道及び各店舗の出入口に配置。